

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年5月10日（平成28年（行情）諮問第358号）

答申日：平成29年7月3日（平成29年度（行情）答申第129号）

事件名：特定事務連絡を受けて山口労働局等内において石綿関連文書の取扱い  
に関して行われた会議等の内容を記載した文書の不開示決定（不存  
在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「特定事務連絡を受けて、山口労働局等別表1の1欄に掲げる労働局内において、石綿関連文書の取扱いに関して、会議、打合せ等話し合う場がもたれた場合にはその内容を記載した文書（配布資料を含む）」（以下「本件請求文書」という。）に対し、これを保有していないとして不開示とした各決定について、諮問庁が新たに別表2の1欄に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とすべきとしていることは、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、山口労働局長等別表1の2欄に掲げる労働局長（以下「処分庁」という。）が、同表の4欄に掲げる日付及び文書番号により行った各一部開示決定（以下「原処分」という。）について取り消し、保有していないとして不開示とされた本件対象文書の開示を求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### (1) 審査請求書

本件は、「平成27年9月1日付厚生労働省労働基準局総務課長補佐（総務・広報担当）、監督課監督・監察担当中央労働基準監察監督官、補償課長補佐（業務担当）、安全衛生部計画課長補佐（企画・法規担当）発都道府県労働局労働基準部長宛事務連絡「石綿関連文書の保存状況の確認について（依頼）」」（以下「特定事務連絡」という。）を受けて、山口労働局等別表1の1欄に掲げる労働局内で当該につき会議、打ち合わせ等がもたれた際の文書（配布資料含む）の開示を求めたものである。

そして特定事務連絡は、別表1の1欄に掲げる労働局に限らず全都

道府県労働局労働基準部長宛てに発せられていることから、別表1の1欄に掲げる労働局以外の他局についても同様の行政文書の開示請求を行ったところ、次の各文書が部分開示決定されている。

- 「復命書（第1回労働基準監督署長会議の出張報告）平成27年10月16日付」「復命書（平成27年度方面主任・監督課長会議の出張報告）平成27年10月22日付」「第6回基準部議概要（平成27年10月27日）」（以上、栃木労働局）
- 「石綿関連行政文書の誤廃棄について」（千葉労働局）
- 「臨時労働基準監督署長会議の開催について（平成27年9月25日事務連絡）」「平成27年度臨時労働基準監督署長会議（平成27年9月29日）次第および会議資料」（以上、東京労働局）
- 「平成27年9月度監督課内会議議事録（平成27年9月3日）」「労働基準部部議議事録（平成27年9月18日）」「平成27年10月度監督課内会議議事録（平成27年10月6日）」（以上、福井労働局）
- 「平成27年度第2回労働基準監督署長会議 会議記録表（平成27年10月15日）」「山梨労働局における石綿関連文書の誤廃棄について（平成27年10月13日）」（以上、山梨労働局）
- 「石綿関連文書に係る点検作業について（労災補償課）」（長野労働局）
- 「メール文書FW：石綿関連文書の保存状況の確認について（補足）（2015年9月25日）」（静岡労働局）

上記のとおり他局では平成27年9月1日付事務連絡を受けて、「労働基準監督署長会議」等の会議を（局によっては臨時で）開催し、局内での対応等を検討している。メールで連絡をとる静岡局の場合もあるし、また千葉局のように各署からの廃棄報告を受けた後に「再発防止対策」等についての文書を発している局もある。

しかるに山口労働局等別表1の1欄に掲げる労働局においては、「開示対象に係る行政文書を保有していないとため」という理由で不開示決定がなされたが、これはいかにも不自然である。

実際、山口労働局等別表1の1欄に掲げる労働局においても大量の石綿関連文書が廃棄されていたのであり、この件について局内で会議等の話し合いの場を何ら設けなかったのであろうか。もし会議等の話し合う場そのものを設けなかったのであれば、それは行政の怠慢であり、労働行政を司る資格はなく、そんな労働局は要らない。

山口労働局等別表1の1欄に掲げる労働局はそこまで無能ではないのであろうから、他局と同様に、開示請求に係る何らかの行政文書を保有している蓋然性が高い。

## (2) 意見書

特定事務連絡において、保存状況を調査・確認するように指示された石綿関連文書は別紙1として列記され、さらに「以下の文書以外にも該当文書があれば点検願います。」と記されている。このことから保存状況を調査・確認する文書がいかに膨大なものであるかが伺える。しかも別紙には、「監督関係」「賃金関係」「安全衛生関係」「労災関係」と記されているように、石綿関連文書を保存すべき部署ないし調査・確認する部署が複数にわたることが容易に理解できる。

このことから、労働局内にて関係部署の責任者を集めた打合せ等を行わずに、労働基準部から各労働基準監督署並びにその他の関係先に対して報告を求める文書を発することはできないはずである。それに、労働局の各課においても、特定事務連絡に基づき、各労働基準監督署からの調査回答にどの様に対処するかについて打合せ等を行っているはずである。

本来あってはいけない誤廃棄事件が発生し、文書の保管状況を調査・確認したうえで、今後の再発防止にむけた取り組みをどうするのかは国民の最大の関心事である。労働局労働基準部長が発した事務連絡には、文書の保存・綴りに関する今後の対処を指示する内容も含まれており、打合せ等がもたれた際の議事録や決定事項を記した文書が存在するはずである。

山口労働局労働基準部長が発した事務連絡（平成27年9月4日発）には、石綿関連文書の保存状況に関する細やかな確認作業指示が示されている。具体的な指示を行うにあたり、報告期限や報告方法、報告先と担当者、労働基準監督署において疑義が生じた際の対処方法等についての会議や打合せを行わなければならない。

諮問庁が理由説明書で示した山口労働局において新たに特定した文書だけでなく、それ以外にも各課等において会議・打合せ等がもたれており、その際に配布された文書は存在する。

福岡労働局労働基準部長が発した事務連絡（平成27年9月11日発）には、石綿関連文書の保存状況に関する細やかな確認作業指示が示されている。具体的な指示を行うにあたり、報告期限や報告方法、報告先と担当者、労働基準監督署において疑義が生じた際の対処方法等についての会議や打合せを行わなければならない。

諮問庁が理由説明書で示した福岡労働局において新たに特定した文書だけでなく、それ以外にも各課等において会議・打合せ等がもたれており、その際に配布された文書は存在する。

佐賀労働局労働基準部長が発した事務連絡（平成27年9月7日発）には、石綿関連文書の保存状況に関する細やかな確認作業指示が示され

ている。具体的な指示を行うにあたり、報告期限や報告方法、報告先と担当者、労働基準監督署において疑義が生じた際の対処方法等についての会議や打合せを行わなければならない。

諮問庁が理由説明書で示した佐賀労働局において新たに特定した文書だけでなく、それ以外に各課等において会議・打合せ等がもたれなければ事務連絡を発出することはできない。今回新たに特定した文書以外にも各課等において会議・打合せ等がもたれており、その際に配布された文書は存在する。

沖縄労働局労働基準部長が発した事務連絡（平成27年9月9日発）には、石綿関連文書の保存状況に関する細やかな確認作業指示が示されている。具体的な指示を行うにあたり、報告期限や報告方法、報告先と担当者、労働基準監督署において疑義が生じた際の対処方法等についての会議や打合せを行わなければならない。

諮問庁が理由説明書で示した沖縄労働局において新たに特定した文書だけでなく、それ以外にも各課等において会議・打合せ等がもたれており、その際に配布された文書は存在する。

本来あってはいけない誤廃棄事件が発生し、文書の保管状況を調査・確認したうえで、今後の再発防止にむけた取り組みをどうするのかは国民の最大の関心事である。労働局労働基準部長が発した事務連絡には、文書の保存・綴りに関する今後の対処を指示する内容も含まれており、打合せ等がもたれた際の議事録や決定事項を記した文書が存在するはずである。

また、各労働基準監督署からの報告を受けて今後の対処について打合せ等がもたれていないのであれば、今回の誤廃棄事件が今後の事務処理に活かされないということであり、そのようなことは無いはずである。

よって山口労働局等内で当該につき会議、打合せ等がもたれた際の文書（配布資料含む）を保有していないとする不開示決定は誤りであり、狭義に解釈せずに広く解釈し、保有する文書を開示すべきである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 理由説明書

##### (1) 本件審査請求の経緯

ア 審査請求人は、平成27年10月、別表1の3欄に掲げる日付で、同表2欄に掲げる処分庁に対して、法3条の規定に基づき、『特定事務連絡に係る下記の行政文書。

① 当該事務連絡1調査内容の(1)について、労働基準部及び各労働基準監督署並びにその他の関係先に対し、報告を求め発出した文書

② 上記①に対する報告文書

③ 労働局が、①当該事務連絡1調査内容の(2)により厚生労働省に報告した文書並びにこれに関連して厚生労働省が当該労働局に対して発出した文書

④ 当該事務連絡を受けて、労働局内にて、石綿関連文書の取扱いに関して、会議打合せ等話し合う場が持たれた場合にはその内容を記載した文書(配付資料を含む)。(以下「文書④」という。)』に係る開示請求を行った。

イ これに対して、処分庁が同年12月に、原処分を行ったところ、審査請求人は原処分のうち文書④について保有していないとして不開示としたことを不服として、平成28年2月9日付け(同月10日受付)で審査請求を提起したものである。

## (2) 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分のうち、文書④を保有していないとして不開示とした部分についてはこれを取り消し、下記3(1)に記述する会議記録等を新たに本件対象行政文書として特定、改めて開示決定等を行うことが妥当であると考えます。

## (3) 理由

### ア 本件対象行政文書の特定について

審査請求人が審査請求書において何らかの行政文書を保有している可能性が高いと主張している文書④については、存在するとすれば、各労働局内において、特定事務連絡が発出された後に、石綿関連文書の取扱いに関して、会議打合せ等話し合う場(以下、第3においては「打合せ等」という。)が持たれた場合にその内容を記載した文書であり、打合せ等の議事録、議事概要、配付資料であると判断した。

諮問庁において、本件審査請求を受け、改めて各労働局に特定事務連絡発出当時の対応状況を確認したところ、各労働局内で開催された定例の署長会議等において石綿関連文書の保存について議題にされていたものの、これらは定例の会議であって、特定事務連絡を契機に開催したものではないため、本件開示対象行政文書ではないと狭義に解釈していたことがわかった。

しかし、本件対象行政文書については、打合せ等の開催の契機が特定事務連絡であるものに限らず、定例の会議においても石綿関連文書の保存について議題とされていれば広く解釈することが適当であると考えられることから、開示請求時点までに開催された、別表2の1欄に掲げる行政文書を新たに本件開示対象行政文書と特定すべきと判断した。

### イ 法第5条第1号及び第2号イの不開示情報該当性について

本件対象行政文書には、裁判を行っている個人名等であって、特定の個人を識別することができる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であり、法第5条第1号本文に該当し、かつ同号但し書きイからハまでに該当しないため、これらの情報が記載されている部分については、不開示とすることが妥当である。

また、本件対象行政文書には、法人名称等の情報が含まれており、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であり、法第5条第2号イに該当することから、これらの情報が記載されている部分については、不開示とすることが妥当である。

#### ウ 法第5条第4号及び第6号イの不開示情報該当性について

本件対象行政文書については、監督対象事業場の選定方法、措置要領など、監督指導事務及び安全衛生指導事務等の実施内容に関する情報が含まれている。このうち、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある情報については法第5条第4号に該当し、公にすることにより、労働基準行政機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ、及び検査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ、又は違法な行為の発見を困難にするおそれがある情報については法第5条第6号イに該当することから、これらの情報が記載されている部分については、不開示とすることが妥当である。

#### エ 法第5条第6号柱書きの不開示情報該当性について

本件対象行政文書には、石綿関連文書に係る記述を除き、通常公開されることが想定されていない内部的な会議における検討、指示に係る情報が含まれている。また、システムの仕様や情報セキュリティ対策に係る記述等が記載されており、これらは公にされることにより、各システムの安全性に影響を及ぼすおそれのある情報である。さらに、職員のメールアドレスが含まれており、これらは公にすることにより、いたずら等に使用されるおそれのある情報である。

よって、これらの情報は、国の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報であると認められ、法第5条第6号柱書に該当するため、不開示とすることが妥当である。

#### (4) 結論

以上のとおり、原処分において、本件対象行政文書を保有していないため不開示としたものの、処分庁において開催された定例の会議等にお

いて、石綿関連文書に係る記述が認められたので、原処分の一部を取り消し、当該定例の会議等の記録を新たに本件対象行政文書として特定し、上記（３）イないしエで不開示情報に該当するとした部分を除き、開示することが妥当である。

## 2 補充理由説明書

平成28年5月10日付け厚生労働省発基0510第7号により諮問した平成28年（行情）諮問第358号に係る理由説明書（以下「理由説明書」という。）について、下記のとおり補充して説明する。

### （１）諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、諮問時において新たに特定した本件対象行政文書に係る法の適用条項について、理由説明書において法第5条第1号、第2号イ、第4号並びに第6号柱書き及び同号イに該当すると説明したところ、これに同条第6号ニを加える。

### （２）新たに特定した本件対象行政文書の不開示情報該当性について

理由説明書の（３）イないしエを以下のとおり修正する。

#### イ 法第5条第1号及び第2号イの不開示情報該当性について

本件対象行政文書には、裁判を行っている個人名であって、単独では特定の個人を識別することができないが、管轄の労働局、判決の日程から、特定の個人が識別される情報、職員の職務遂行に係るもの以外の情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報等が含まれ、法第5条第1号本文に該当し、かつ同号但し書きイからハまでに該当しないため、これらの情報が記載されている部分については、不開示とすることが妥当である。

また、本件対象行政文書には、法人名称、個々の法人の労働保険料に関する情報等が含まれており、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であり、法第5条第2号イに該当することから、これらの情報が記載されている部分については、不開示とすることが妥当である。

#### ウ 第5条第4号並びに第6号柱書き及びイの不開示情報該当性について

本件対象行政文書については、監督対象事業場の実施対象、実施時期、措置要領など、監督指導事務等の実施内容に関する情報が含まれている。このうち、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある情報については法第5条第4号に該当し、公にすることにより、労働基準行政機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ、及び検査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ、又は違法な行為の発見を困難にするおそれがある情報については法第5条第6号イに該当することから、これらの情

報が記載されている部分については、不開示とすることが妥当である。

また、本件対象行政文書については、本件対象行政文書には、職員のメールアドレスが含まれており、これらは公にすることにより、いたずら等に使用されるおそれのある情報であり、国の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報であると認められ、法第5条第6号柱書に該当するため、不開示とすることが妥当である。

さらに、本件対象行政文書には、労働保険の適用徴収に係る情報であって、公にすることにより、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にし、当該業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報、また、派遣事業所に対する具体的な指導監督実施状況について記載されている部分があり、これらを公にした場合、実施率から指導監督の計画数が推定され、労働局の指導監督の実情が明らかとなり、今後の事業所指導に支障が生じるおそれのある情報であると認められ、法第5条第6号柱書き及びイに該当するため、不開示とすることが妥当である。

#### エ 法第5条第6号二の不開示情報該当性について

本件対象行政文書には、人事評価等の具体的な手法について記載されている部分があり、公にすることにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれのある情報であると認められ、法第5条第6号二に該当するため、不開示とすることが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |   |            |                 |
|---|------------|-----------------|
| ① | 平成28年5月10日 | 諮問の受理           |
| ② | 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受   |
| ③ | 同月26日      | 審議              |
| ④ | 同年6月23日    | 審査請求人から意見書を收受   |
| ⑤ | 同年8月30日    | 諮問庁から補充理由説明書を收受 |
| ⑥ | 平成29年6月1日  | 本件対象文書の見分及び審議   |
| ⑦ | 同月29日      | 審議              |

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件開示請求は、下記①ないし④の行政文書の開示を求めるものである。処分庁は、原処分において、その一部を開示する各決定を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分を取り消し、保有していないとして不開示とされた下記④の文書（本件請求文書）の開示を求めている。

- ① 特定事務連絡1調査内容の（1）について、山口労働局等別表1の1欄に掲げる労働局の労働基準部及び各労働基準監督署並びにその他の関係先に対し、報告を求め発出した文書
- ② 上記①に対する報告文書
- ③ 山口労働局等別表1の1欄に掲げる労働局が、①特定事務連絡1調査内容の（2）により厚生労働省に報告した文書並びにこれに関連して厚生労働省が当該労働局に対して発出した文書
- ④ 特定事務連絡を受けて、山口労働局等別表1の1欄に掲げる労働局内において、石綿関連文書の取扱いに関して、会議、打合せ等話し合う場がもたれた場合にはその内容を記載した文書（配布資料を含む）

諮問庁は、諮問に当たり、原処分のうち、上記④の文書を保有していないとして不開示とした部分についてはこれを取り消し、別表2の1欄に掲げる文書（本件対象文書）を新たに特定した上で、その一部を法5条1号、2号イ、4号並びに6号柱書き、イ及びニに該当することから不開示とすることが妥当であるが、その余の部分については開示すると説明する。

このため、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、以下、本件対象文書の特定の妥当性及び諮問庁が不開示とするとしている部分の不開示情報該当性について検討する。

## 2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、本件対象文書を特定すべきと判断した経緯等について詳細な説明を求めさせたところ、以下のとおりであった。

ア 本件請求文書は、存在するとすれば、別表1の1欄に掲げる労働局内において、特定事務連絡が発出された後に、石綿関連文書の取扱いに関して、会議・打合せ等話し合う場（打合せ等）が持たれた場合にその内容を記載した文書であり、打合せ等の議事録、議事概要、配布資料であると判断した。別表1の1欄に掲げる労働局では、各労働局内で開催された定例の署長会議等において石綿関連文書の保存について議題にされていたものの、各労働局では、これらは定例の会議等であって、特定事務連絡を契機に開催したものではないため、本件開示対象行政文書ではないと狭義に解釈し、原処分に当たり、これら定例の会議等の記録については、本件請求文書に該当しないと判断していたことが分かった。

イ 本件審査請求を受けて改めて検討したところ、本件請求文書と同様な文書の別件開示請求を受けた際に定例の会議等において特定事務連絡に係る議題が取り上げられていた場合には、当該定例の会議の記録

等が開示決定されていることに鑑み、本件についても、特定事務連絡を契機に開催した会議等に限らず、広く解釈して、定例の会議等であっても開示請求の対象として特定すべきと判断することとした。

このため、本件審査請求を受けて改めて処分庁に本件請求文書の存否の確認を指示した際には、処分庁において文書を探索すべき範囲は、特定事務連絡に基づき石綿関連文書の保存状況を報告した後に開かれた定例の局内の会議や労働基準監督署長会議等も含め、特定事務連絡の発出日から本件開示請求日までの間に行われた定例の局内の会議等の記録も含めるべきであることを連絡、指示した。

ウ 別表1の1欄に掲げる労働局では、上記イに沿って、文書の探索を行った結果、別表2の1欄に掲げる文書を新たに本件請求文書に該当する文書として特定すべきと判断したものである。また、別表1の1欄に掲げる労働局において、別表2の1欄に掲げる文書以外に、本件請求文書に該当する文書として特定すべきものは存在しない。

(2) 本件請求文書は、開示請求書の記載内容からすると、その範囲は、必ずしも、特定事務連絡を契機に開催したものに限られるということとはできず、諮問庁が、本件請求文書について、原処分よりも広く解釈して、新たに別表2の1欄に掲げる文書（本件対象文書）を本件請求文書に該当する文書として特定すべきと判断したことは、本件開示請求の趣旨に沿うものであると認められる。また、本件対象文書を見分したところ、諮問庁の説明のとおり、石綿関連文書の管理等に関する事項が記載されていることが認められる。

したがって、諮問庁が特定すべきとしている本件対象文書は、本件請求文書に該当すると認められる。

(3) また、処分庁が行った文書探索は、上記(1)イ及びウのとおり、特定事務連絡を契機に開催した会議等に限らず、文書の範囲を広く解釈した上で行われたものであり、不十分なものとはいえ、別表1の1欄に掲げる労働局において、本件対象文書の外に、本件請求文書に該当する文書を保有していないとする上記(1)ウの諮問庁の説明は不自然・不合理であるとは認められない。

したがって、別表1の1欄に掲げる労働局において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められない。

### 3 不開示情報該当性について

(1) 法5条1号該当性について

ア 別表2の3欄に掲げる通番（以下「通番」という。）1

当該部分は、インターンシップ生としての受け入れが予定されている学生の学校名、性別及び希望職種であり、一般的に他人に知られ

たくない情報であると認められる。当該部分は、法5条1号本文後段に規定する特定の個人を識別することはできないが、これを公にすると、関係者にとって、個人を特定する手掛かりとなり得るものであることから、個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当し、また、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

#### イ 通番5

当該部分は、裁判を行っている個人の姓であり、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するものと認められ、また、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は、個人識別部分であり、法6条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

#### ウ 通番7

当該部分は、特定の労働局の特定の職名の者が会議を欠席した理由であり、一般的に他人に知られたくない情報であると認められる。当該部分は、法5条1号本文後段に規定する特定の個人を識別することはできないが、これを公にすると、関係者にとって、個人を特定する手掛かりとなり得るものであることから、個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当すると認められる。また、同号ただし書該当性について検討すると、当該情報は、公務員の職務の遂行に係る情報であるとは認められないことから、同号ただし書ハに該当せず、同号ただし書イ及びロに該当する事情も認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

#### (2) 法5条2号イ該当性について

通番11は、差押整理簿における労働保険番号（1文字目及び2文字目を除く）、事業場名及び住所であり、これを公にすると、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることと認められることから、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

#### (3) 法5条6号柱書き該当性について

通番6は、職員の業務用のメールアドレスであり、これを公にすると、いたずらや偽計等に使用され、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及

ばすおそれがあると認められることから、法5条6号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

(4) 法5条6号イ該当性について

ア 通番4及び通番9

当該部分は、労災保険の適用徴収に関する情報、派遣事業所に対する具体的な指導監督実施状況の情報等であり、これを公にすると、労働局の指導監督等の状況が明らかとなり、今後の事業所指導に支障が生じるおそれがあると認められ、労働基準監督機関の行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ、又は違法な行為の発見を困難にするおそれがあることから、法5条6号イに該当し、同号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 通番10

当該部分は、監督対象事業場の実施対象、実施時期、措置要領など監督指導事務等の実施内容に関する情報等であり、これを公にすると、労働局の指導監督等の状況が明らかとなり、今後の事業所指導に支障が生じるおそれがあると認められ、労働基準監督機関の行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ、又は違法な行為の発見を困難にするおそれがあることから、法5条6号イに該当し、同条4号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(5) 法5条6号ニ該当性について

通番2及び通番3は、特定の労働局における人事評価の具体的な手法等が記載されている部分であり、これを公にすると、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号ニに該当し、不開示とすることが妥当である。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書に対し、これを保有していないとして不開示とした各決定について、諮問庁が新たに本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、2号イ、4号並びに6号柱書き、イ及びニに該当するとして不開示とすべきとしていることについては、山口労働局等別表1の1欄に掲げる労働局において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定すべきとしていることは妥当であり、また、不開示とすべきとしている部分は、同条1号、2号イ並びに6号柱書き、イ及びニに該当すると認められるので、同条4号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別表 1

1 労働局	2 処分庁	3 開示請求の日付	4 開示決定通知書の日付及び文書番号
山口労働局	山口労働局長	平成27年10月21日（同月23日受付）	平成27年12月22日付け山口労発開第5号
福岡労働局	福岡労働局長	平成27年10月22日（同月26日受付）	平成27年12月24日付け福岡労開第50号
佐賀労働局	佐賀労働局長	平成27年10月22日（同月26日受付）	平成27年12月25日付け佐労発基1225第7号
沖縄労働局	沖縄労働局長	平成27年10月22日（同月26日受付）	平成27年12月24日付け沖労発基1222第4号

別表 2

1 諮問庁が新たに特定する文書		2 本件対象文書に記載されている主な内容	3 通番	4 諮問庁が不開示とすべきとする部分	5 諮問庁が主張する不開示情報該当性(法5条該当号)	
処分庁	本件対象文書					
1	山口局	(1) 平成27年度第6回部議 議事要旨(平成27年9月7日開催分)	(1) 開催日時, 部長指示, 各課室行事予定, 各課室の懸案事項, 局議説明事項, 石綿関連文書の保存状況の確認, 次回の部議予定等	1	1頁36行目17文字目, 18文字目, 25文字目, 26文字目及び29文字目ないし33文字目	1号
		(2) 9月局議メモ(平成27年9月10日開催分)	(2) 開催日時・場所, 局長指示, 各部・室課題及び連絡事項(石綿関連文書の保存状況の確認についてを含む)	2	2頁2行目ないし14行目 3頁1行目ないし4行目	6号二
		(3) 9月幹部会議メモ(平成27年9月28日開催分)	(3) 開催日時・場所, 局長指示, 課・室行事日程及び報告・連絡事項(石綿関連文書の保存状況の確認についてを含む), 協議事項	3	2頁13行目ないし21行目	6号二
				4	3頁25行目ないし39行目8文字目 8頁7行目12文字目ないし13行目最終文字	6号柱書き及びイ

2	福岡局	<p>(1) 平成27年度第7回労働基準部部議概要(平成27年9月1日開催分)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成17年12月27日付け地発第1227007号通達「アスベストに関連する文書の保存について」</li> </ul>	<p>(1) 開催日時, 場所, 行事予定, 局議内容の伝達について, 部議議題(石綿関連文書の扱いについてを含む), 連絡事項, 部長指示, 次回開催日</p>	5	<p>2頁「労災補償課」欄のうち以下の箇所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「9月16日」欄1枠目6文字目及び7文字目</li> <li>「9月25日」欄2枠目6文字目及び7文字目</li> <li>「9月30日」欄2枠目6文字目及び7文字目並びに3枠目6文字目ないし8文字目</li> </ul>	1号
		<p>(2) 基準部補佐会(臨時)概要(平成27年9月2日開催分)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成27年9月1日付け事務連絡「石綿関連文書の保存状況の確認について(依頼)」</li> <li>平成17年12月27日付け地発第1227007号通達「アスベストに関連する文書の保存について」</li> </ul>	<p>(2) 開催日, 出席者, 石綿関連文書の取扱について</p>	6	<p>2頁最終行から2行目17文字目ないし41文字目及び最終行6文字目ないし29文字目</p>	6号柱書き

		・平成17年12月27日付け事務連絡「アスベストに関連する文書の保存に当たって留意すべき事項について」				
3	佐賀局	(1) 拡大部議議事録(平成27年9月9日開催分)	(1) 供覧欄, 開催日時, 場所, 出席者, 行事予定, 局議の内容, 報告事項, 協議事項, 部長指示, 次回開催日	7	1 頁目手書き部分8文字目ないし12文字目	1号
		(2) 拡大部議議事録(平成27年10月8日開催分)	(2) (1)に同じ	8	なし	
4	沖縄局	業務復命書(平成27年10月19日実施の平成27年度第2回労働基準監督署長会議分)	決裁・供覧欄, 復命者, 労働基準部長指示及び各課室長説明概要, 質疑応答, 会議次第, 出席者名簿, 配席図, 配付資料一覧, 監督課長説明要旨, 沖縄県の最低賃金リーフレット, 健康	9	2 頁17行目2文字目ないし19文字目 7 頁14行目4文字目ないし16文字目 5 2 頁すべて 5 3 頁表頭の5列目ないし9列目, 表頭5列目に係る欄(空欄を除く)	6号柱書き及びイ

			安全課長説明メモ	10	7頁3行目3文字目ないし4行目10文字目 8頁8行目ないし11行目, 13行目ないし16行目, 18行目ないし21行目及び23行目ないし26行目 9頁1行目ないし13行目, 15行目ないし22行目, 24行目ないし28行目及び30行目ないし31行目 10頁2行目ないし4行目, 6行目ないし7行目及び9行目ないし26行目 11頁1行目ないし5行目, 7行目ないし13行目及び15行目ないし31行目 12頁2行目ないし9行目 13頁ないし34頁すべて	4号及び6号イ
--	--	--	----------	----	--	---------

				1 1	5 3 頁「労働保 険番号」欄（各 枠中 1 文字目及 び 2 文字目並び に空欄を除 く），「事業場 名」欄（空欄を 除く），「住 所」欄（空欄を 除く）	2 号イ
--	--	--	--	-----	---	------